

○国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十六条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

(令和七年七月十八日)

(／厚生労働省／国土交通省／告示第四号)

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成二十九年／厚生労働省／国土交通省／令第一号)第十六条の規定に基づき、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十六条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準を次のように定める。

国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第十六条の国土交通大臣及び厚生労働大臣が定める基準

一 規模及び設備の基準（規則第九条及び第十条第二号関係）

都道府県は、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（次号において「規則」という。）第九条及び第十条第二号に定める基準（以下この号において「規模及び設備の基準」という。）を強化する場合においては、住生活基本計画（全国計画）（住生活基本法（平成十八年法律第六十一号）第十五条第一項に規定する全国計画をいう。）に定める住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策についての基本的な方針並びに目標及びその達成のために必要な基本的な施策等を参考とするものとし、居住安定援助賃貸住宅の供給の目的に照らして過大な規模又は設備を求める基準の強化を行ってはならない。

また、都道府県は、規模及び設備の基準を緩和する場合においては、当該都道府県の区域内における住宅確保要配慮者が入居する標準的な賃貸住宅の居住部分の規模及び設備並びに家賃等を踏まえ、居住安定援助賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、居住安定援助賃貸住宅の供給の目的に照らして不適當な住宅が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百十二号）第四十条第一項の認定（次号において「認定」という。）の対象となり得るような緩和を行ってはならない。

二 専用户数の基準（規則第十二条関係）

都道府県は、規則第十二条に定める基準を強化する場合においては、当該都道府県の区域内における賃貸住宅の供給の状況その他の事情を勘案して、居住安定援助賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な範囲内で行うものとし、認定の対象を過度に制限することとなる基準の強化を行ってはならない。

附 則

この告示は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十三号）の施行の日（令和七年十月一日）から施行する。